

困難な問題を抱える若年女性支援のためのセミナー

令和4年2月4日(金)総合セミナー<オンライン開催>

【基調講演】

困難な問題を抱える若年女性の状況と 支援の必要性

戒能 民江

お茶の水女子大学 名誉教授

1

1. 若年女性が直面する複合的困難

(1) 支援にたどりついた若年女性が抱える複合的困難

- ① 家族関係の悪化や家族の崩壊、きょうだい間の差別
- ② 親からの暴力、親やきょうだいからの性虐待、性暴力・性被害
- ③ 貧困・経済的困窮
- ④ 性搾取
- ⑤ 居場所の喪失、社会的孤立

2

1. 若年女性が直面する複合的困難

- ⑥ 学校教育からのドロップアウト(いじめ、不登校、高校中退)
- ⑦ 就労機会・継続からの排除やドロップアウト、不安定な就労環境・低賃金
- ⑧ 予期せぬ妊娠、中絶とそのトラウマ、孤立した環境での出産と子育て
- ⑨ 心身の健康の侵害や障がいーうつ、精神疾患や精神障害、知的障がい、発達障がい
- ⑩ 自死念慮、自殺未遂、リストカット・オーバードース(自傷行為)

など

3

1. 若年女性が直面する複合的困難

(2)「複合的困難」の経験をどう見るか

- ① これらの「困難」は民間団体や婦人保護施設が支援する女性の経験から得た知見
BONDプロジェクト実態調査「生きる力報告書」2012、同「10代、20代の女の子の生と性に関する調査」2014
- ② 「複合的」の意味ー個人のライフヒストリーの中で相互に絡み合って生じる「困難」
「ある一時点に降ってわくように生じるものではない」(2009内閣府)
- ③ 困難の構造ー家族関係ー暴力ー貧困ー教育や就労機会からの疎外ー社会的孤立ー自死念慮
- ④ 若年女性の複合的困難ー性暴力・性虐待・性搾取ー貧困ー家族関係ー自死念慮

4

1. 若年女性が直面する複合的困難

(3) 参考になる視点

1) 2009年男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」報告書の指摘

「その個人のライフコースのさまざまな場面で生じる困難が複合化して影響力を増し、固定化し、連鎖する状況にある」



このような状況を断ち切るために、多方面の連携による取り組みが必要であり、可能な限り早期からの支援が必要

2) 婦人保護事業利用者の共通の経験(全国婦人保護施設等連絡協議会)

- ①成育歴の中での複数の「困難」、②社会で人間らしく生きていくための基盤の喪失、③必要な支援の情報と支援の欠如(婦人保護事業にたどりつくまでに必要な支援をほとんど受けていない)

5

2. コロナ禍の若年女性への影響

(1) コロナ禍の女性への影響の大きさ・深刻さ

(内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」報告書2021年4月)

- 男女で異なる影響、とくに、女性に対する影響の深刻さ(「女性不況」)、コロナ後の男女格差拡大の危惧、国際的にも女性への負の影響大
- 「長年にわたる男女の不平等」に基づく女性の困難の顕在化

1) DV・性暴力・性虐待・性搾取ー若年女性からの相談が増加、ワンストップ支援センターやキュアタイム(SNS相談)には、10代、20代の女性から実父や兄からの性虐待(家庭内性暴力)の相談が多い、SNSでつながった相手からの性被害、経済的困窮による性搾取への取り込み、性暴力・性虐待の心身への影響



自死念慮

6

2. コロナ禍の若年女性への影響

2) 経済的困窮

- 非正規雇用の危機

女性就業者数の減少(飲食、宿泊など)、非正規雇用労働者の先行き不安の増加、若年女性は他の年代よりも、収入・人間関係・育児・結婚等に不安増加

- 失業、シフトの減少などによる収入減、失業は経済的困窮をもたらすだけではなく、保険証が使えなくなることで健康状態の悪化をもたらす
→働けない →負のスパイラルへ
- 大学卒ではない単身若年女性の経済的困窮が一気に進んだ

3) リプロダクティブ・ヘルス・ライツ

- 予期せぬ妊娠、経済的困窮による妊娠継続への不安や養育不安

7

2. コロナ禍の若年女性への影響

(2) 自殺の増加 — 女性の自殺者数の増加 — 無職者と女子高生が多い。

- 自殺の背景

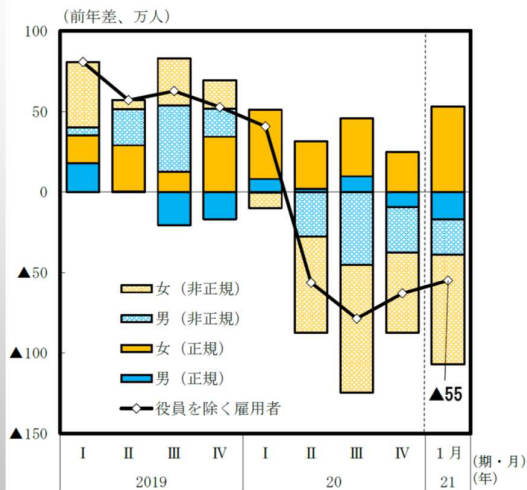
- 経済生活の問題、仕事、育児や介護、精神疾患などだが、女性の自殺の背景には「人と接する機会が減少し、経済的に不安な生活を強いられる」状況
→自殺リスクさらに高まる。女性の自殺リスクの背景に家族の問題があり、もともとあった家族関係悪化が深刻化。 ➡ DV被害者の自殺リスクは約4.5倍に増加

- 21年度の自殺者数全体は減少したが、男性240人減(1.7%)に対して、女性は11人減(0.2%)とわずかの減少、大学生と中学生が前年度同時期より増加(厚生労働省速報値、朝日新聞2022年1月22日付け)。

8

<雇用動向(男女別)>

【雇用者数(男女別・雇用形態別の推移(前年差))】



(備考) 総務省「労働力調査(基本集計)」により作成。

資料: 新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議 会議資料

【産業別雇用者数(雇用形態別)(前年差)】

(1) 女性 (2020年、万人)

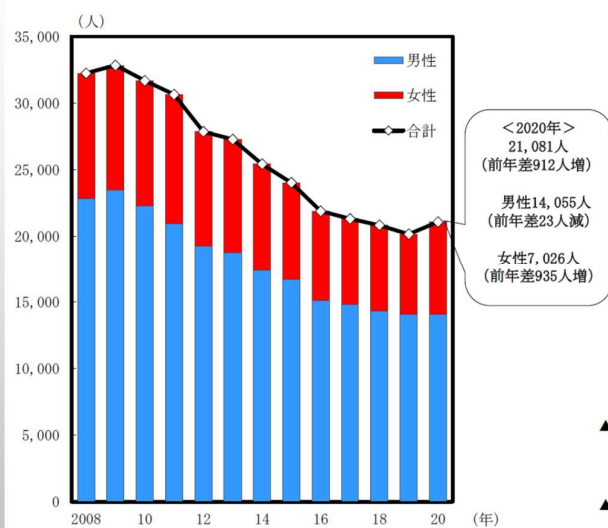
	I 期	II 期	III 期	IV 期	1 月
産業計	▲ 9	▲ 60	▲ 79	▲ 50	▲ 68
非正規雇用者	▲ 1	▲ 19	▲ 9	▲ 6	▲ 6
製造業	▲ 3	▲ 25	▲ 19	▲ 23	▲ 19
宿泊業・飲食サービス業	▲ 6	▲ 13	▲ 6	▲ 7	▲ 7
生活関連サービス業等	18	6	▲ 11	7	1
医療・福祉	43	29	36	25	53
産業計	2	3	3	5	2
情報通信業	1	4	4	3	13
教育・学習支援業	9	3	14	10	15
医療・福祉	0	▲ 2	▲ 6	0	▲ 6
宿泊業・飲食サービス業					

(2) 男性 (2020年、万人)

	I 期	II 期	III 期	IV 期	1 月
産業計	▲ 1	▲ 28	▲ 45	▲ 28	▲ 22
非正規雇用者	▲ 5	▲ 7	▲ 18	▲ 9	▲ 2
製造業	2	▲ 2	▲ 11	▲ 3	▲ 1
運輸・郵便業	1	▲ 7	▲ 7	▲ 2	▲ 12
宿泊業・飲食サービス業	▲ 1	2	1	1	2
情報通信業	1	▲ 2	5	▲ 0	2
教育・学習支援業	8	2	10	▲ 9	▲ 17
産業計	▲ 2	2	0	▲ 7	▲ 3
宿泊業・飲食サービス業	8	▲ 2	▲ 4	▲ 4	▲ 6
卸売・小売業	▲ 7	2	▲ 1	4	▲ 7
製造業	4	4	9	6	▲ 1
情報通信業	7	2	2	2	8
医療・福祉					

<自殺者数の推移>

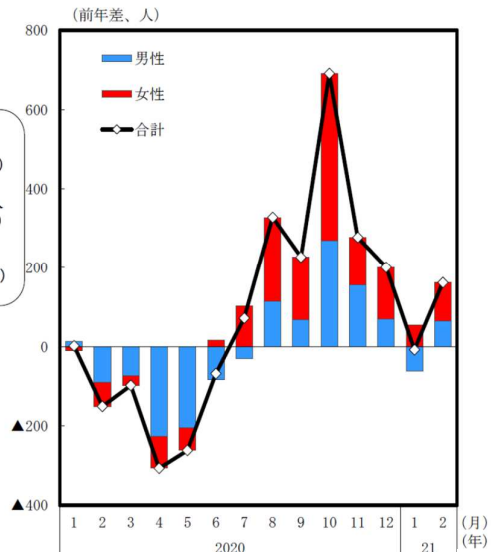
(1) 長期的動向(暦年)



(備考) 警察庁公表資料により作成。

資料: 新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議 会議資料

(2) 2020年以降の動向(月次、前年差)



3. 「見えない存在」であった若年女性

(1) 自治体から始まった若年女性問題への取り組み

- 2008年リーマンショックで若年男性の貧困が社会問題化したが、若年女性は話題に上らず。同年、国立社会保障・人口問題研究所調査で「単身女性の3割が貧困」大手新聞一面記事
- 横浜市が若年女性の「不就労問題」に注目して実態調査
➡ガールズ就労講座、カフェで就労実践、一部を除き、自治体に広がらず、また、国の施策にも反映されなかった

(2) 民間支援団体の活動によって顕在化した「性暴力・性搾取」問題を国が政策化

- 2017「JKビジネス・AV出演強要」問題への取り組み
- 2020厚生労働省「若年被害女性等支援事業」

11

3. 「見えない存在」であった若年女性

(3) なぜ見えにくいのか ―若年女性への社会のまなざし

- 1) 父の娘から夫の妻へ ―扶養され、庇護される存在
- 2) 性の商品化 ―性的対象化
 - 性搾取形態の変化による危険性の増大 - SNS による性被害

(4) グローバル・スタンダードと日本の政策のギャップ

- 1993年ウィーン人権宣言「女性と少女の権利は人権」
- 1995年北京世界女性会議「北京行動綱領」
―少女期・若年期の重要性と若年女性に不利な状況
- 日本政府 ―2020「第5次男女共同参画基本計画」

12

4. 若年女性はなぜ支援から遠いのか

(1) 若年女性の状況

- ① 自分の経験や気持ちを「言語化する」ことが苦手
- ② 自尊感情が弱く、自己評価が低い
- ③ NOと言えない、ぎりぎりまで助けを求めない
- ④ 自己責任論の内面化 —「自分が悪い」自己非難
➡「自分は汚い存在」「支援を受ける資格などない」
- ⑤ 危険性の認識が弱い
- ⑥ 大人への信頼感がない、信頼できる大人が近くにいない
- ⑦ 見捨てられることへの不安(親や教師にばれることを恐れる)

13

4. 若年女性はなぜ支援から遠いのか

(2) 公的機関の若年女性支援および制度的限界

- ① 若年女性に出会わない —相談室の中にこもっている？待ちの姿勢？
- ② 若年層の生活スタイルや感覚、コミュニケーションスタイルに合わない相談方法、支援制度や施設のあり方—大人の相談員への不信感やずれ、集団生活の規則(携帯、外出制限など)や集団生活になじまないこと
- ③ 見守りの必要性など対応に苦心、個別支援・専門的支援が必要なのにもかわらず、専門職を含めた人員配置不十分・予算不足
- ④ 法制度上の問題点 —制度の狭間(18歳、19歳問題)—民法の親権(親の同意)、児童福祉との関係
- ⑤ 民間支援団体との連携のあり方—丸投げ、「手足ではない」、行政の縦割りの弊害

14

5. 民間団体の支援

(1) 若年女性支援民間団体の支援活動・組織の特徴

- ① より世代の近い、当事者性のある女性による支援
- ② 公的支援につながらない、制度からはじき出される若年女性の支援
- ③ **支援の独自性** ーアウトリーチ(行政が行ってこなかった、得意ではない)による発見と支援(遠方まで出かける)、制度から自由な、非定型的で柔軟な支援、必ずしも具体的な問題解決を目的としない、人権や生活支援中心の支援、アフターフォロー(実家のような存在)
- ④ 文字通りの中長期にわたる継続的支援
- ⑤ 社会的発信(マスメディア)と問題提起
- ⑥ しかし、行政とのつながり、関係性に苦慮
- ⑦ 財政難と助成金手続きの大変さ

15

5. 民間団体の支援

(2) 若年女性支援を進めていくために一まとめにかえて

- ① 若年女性のリアル(実態と支援の必要性)の把握と理解を深める
- ② 民間支援団体との対等なパートナーシップによる連携と協働
 - ・ 丸投げしない、繋がったらそこで終わりではなく、
その後も当事者の意思を尊重しながら、民間団体とともに支援
- ③ 民間団体の自律性の尊重
- ④ 民間支援団体づくりへの財政支援、環境整備
- ⑤ 支援の社会的基盤づくり
- ⑥ 行政が民間とともに取り組むことのメリットー縦割り打破、地域社会の活性化など

16